

滝沢市分別収集計画

平成28年6月

滝 沢 市

目次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制の促進ための方策に関する事項	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器 包装廃棄物の収集に係る分別の区分	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務 省令で定める物の量の見込み	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務 省令で定める物の量の見込みの算定方法	4
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	4
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	5
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	5

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境を創造する地域づくりをしていくためには、物の大量生産、大量消費、大量廃棄に代表される「使い捨て社会」を脱却し、「リサイクル型社会」へ転換していかなければならない。

本市では、昭和57年から4大分別収集を実施し、ごみの減量化とともに資源化、再利用について市民の協力のもとに実施され、さらに平成9年10月よりペットボトルの分別収集を開始し、その効果は顕著なものとして現れてきている。

しかしながら、増え続ける人口と都市化の進展は、ごみの量の大幅な増加となり、平成10年1月に竣工した最終処分場に引き続いて、ごみ処理施設（溶融処理施設）の更新事業を行っており、平成14年度から本格稼働した。また平成22年度から旧焼却施設の解体と跡地にリサイクル施設を建設する事業に着手し、平成24年9月から稼働している。

このような中で、本計画はこれら施設整備と合わせ「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル」という。）」に基づいて一般廃棄物の中で大きな比率を占める容器包装廃棄物を分別収集することにより、さらなる資源化や最終処分場の延命化を図るため、市民、事業者、市行政の役割の明確化と具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

今後は、本計画を推進することにより、環境に調和した快適な地域づくりに努め、循環型社会の形成を目指すものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を次に示す。

- ① ごみの排出抑制、資源化を目指した社会をつくる。

- ② 市民、事業者と市行政が一体となって、ごみの排出抑制、資源化に取り組む。
- ③ ごみの資源化推進に適した処理施設、処理体制の整備に努める。

3 基本計画

本計画の計画年度は、平成29年4月を始期とする5年間とし、おおむね3年経過時点で内容を見直し、必要に応じて修正する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、ペットボトル、段ボールを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
容器包装廃棄物	1,008 t	1,015 t	1,020 t	1,024 t	1,024 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進のための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、市行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

- ・ 環境教育、啓発活動の充実

ごみの減量化、資源化についての教育を学校及び地域社会の場で取り上げていく。

小中学校の総合的な学習の授業などで、ごみ問題を取り上げたり、一般市民

を対象とした処理施設の見学会の開催や出前講座活動への協力を行っていく。

また、あらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。

・ 集団資源回収活動団体への奨励金の交付

地域住民が組織する団体が自主的に資源物の集団回収を行う場合、その団体に対する奨励金制度を継続実施する。また、団体が資源物の回収活動ができるように保管する物置（ストックヤード）の整備に対して補助する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。また、市民の協力度、市行政が有する選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	金属
主として ガラス製の 容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラス
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル

飲料用紙製容器、その他の紙製容器包装、白色トレイ、その他のプラスチック製容器包装については、稼動を開始しているごみ溶融処理施設の熱源として有効利用できるので本計画始期段階において分別収集は行わないが、分別の意識の啓発の意味から今後も分別対象の検討を続ける。

- 8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

別表のとおりとする。

- 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝推計人口×年間一人当り排出量

*年間一人当り排出量は、平成27年度排出実績量÷平成27年度人口で算出

*推計人口は、平成27年9月末の人口と「滝沢市総合計画」の目標人口を用い、次のとおり設定した。

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
56,061人	56,500人	56,750人	57,000人	57,000人

- 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

分別収集に関連する施設は、現在活用している施設で選別、圧縮・保管する。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(法第8条第2項第7号)

・市民の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者、有識者からの委員で構成された廃棄物減量等推進審議会を設置し、推進体制を整備する。

